

平成16年度給与・諸手当の見直しについて

H17.3.11分権行革特委

1 給与改正

給料カット及び諸手当はね返り

【特別職】

区 分	H16カット率		H17カット率	
	給 料		給 料	期末手当
知 事	20%		20%	20%
副知事・出納長・常勤監査委員 教育長	15%		15%	15%

【一般職員】

区 分	H16カット率		H17カット率	
	4～7月給料	8月以降給料	給 料	諸手当
部次長級	5%	10%	10%	10%
課長級	4%	8%	8%	8%
その他				
行政職 4～7級相当	3%	5%	6%	6%
行政職 1～3級相当		4%		3%
教育臨時講師		3%		3%

2 諸手当見直し

(1) 手当の廃止

寒冷地手当の廃止

国における支給対象地域の見直しに伴い、県独自の取組として廃止

(国基準：頓原町が支給対象地域として存続)

*経過措置として、H16年度は1/2を支給

(2) 見直しする手当

農林漁業改良普及手当の見直し

農業改良助長法等の一部改正に伴い、農林漁業改良普及手当の改正を行う

・名称変更 農林漁業改良普及手当 農林漁業普及指導手当

・手当率の見直し

【現 行】

改良普及員 12%

専門技術員 8%

【改正後】

普及指導員(一元化) 6%

3 その他

退職時特別昇給の廃止

勤務成績の良好な職員が20年以上勤務して退職する場合

1号昇給 廃止

獣医師の処遇改善

人事委員会勧告を受けて獣医師の初任給調整手当の新設

月額14,000円を支給、毎年2,000円ずつ逡減して採用後7年間支給

*在職者についても該当期間は支給

【人事委員会勧告】

人材の確保が困難な職(主として獣医師)の処遇について検討する必要がある

平成16年度特殊勤務手当の見直しについて

1 見直しの基本方針

社会情勢の変動等に伴い、次の基本方針に基づき既存手当の見直しを行う。

【基本方針】

- 県民の理解が得られない手当ではないか
- 公署的性格をもつ手当ではないか
- 特殊性が給料で考慮されているものではないか
- 本県の業務が国や他の都道府県で手当の支給対象となっているか
(同様業務に対する手当措置が、全国で1/2未満かつ中四国で本県のみのもので)

2 改正内容

(1) 手当の廃止・・・1手当【基本方針】

看護業務従事手当(月額8,800円、管理職員4,400円)

*1年間の経過措置を設ける 改正前の額の1/2を支給

(2) 手当の支給対象業務の見直し

手 当 名	支 給 対 象 の 改 正 内 容
【基本方針】 病院業務従事手当 (月額4,400円)	病院に勤務していることが支給要件となっている月額手当を廃止した。
【基本方針】 特殊環境施設業務従事手当 (ダム管理所) (月額12,300円)	支給対象を、職員が洪水警戒体制時にダム管理所において業務に従事した場合に限定した。 手当を日額化(740円)
【基本方針】 業務手当 (日額500~1,110円)	企業局に勤務していることが支給要件となっている業務手当は廃止した。 *1年間の経過措置を設ける 一般職員:改正前の額の1/2を支給
業務手当廃止に伴う手当の整理	特殊性があると認められる業務は、現行の「危険作業従事手当」の支給対象業務と合わせ、「特殊現場作業従事手当」として整理、新設した。(日額740円) ・洪水等に伴うダム放流等作業 など

3 その他(組織改正等に伴う手当の見直し)

地方機関の統合

精神保健福祉センター	(精神保健業務手当支給)
身体障害者更生相談所	(福祉業務従事手当支給)
知的障害者更生相談所	

↓ 統合

心と体の相談センター

手 当 名	支 給 対 象 の 改 正 内 容
精神保健業務手当 (月額9,300円)	精神保健センターに勤務していることが支給要件となっている月額手当を廃止した。 日額支給対象職員に心と体の相談センターに勤務する職員を追加した。(日額420円、630円)
福祉業務従事手当 (月額4,300円)	支給対象勤務公署に心と体の相談センターの職員を追加した。 組織の改正に伴い支給対象職員の規定を改正した。

4 影響額

年間 79,526千円 (経過措置期間 44,023千円)